

守山市不育症治療費助成事業 Q&A

Q1：不育症とは何ですか？どのような人が対象になりますか？

A1：不育症とは、2回以上続けて流産・死産または早期新生児死亡を繰り返す症状をいいます。対象者は、不育症の治療を行っている医療機関で不育症もしくは不育症の可能性があると診断された人となります。

Q2：一治療期間とは何ですか？いつまでに申請書を提出すれば良いですか？

A2：不育症の治療を開始した日から出産日または流産・死産日までをいいます。医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合はその日を終了日とします。
また、申請書は治療の終了日から6か月以内に提出をお願いします。

Q3：不育症治療を受けている途中で守山市へ転入した場合、助成対象になりますか？

A3：申請時に夫婦の両方または、一方が、守山市に住民登録があることが条件となります。

Q4：夫婦の住所が異なります（別世帯です）。

A4：夫婦であることを証明する書類（戸籍抄本等）の提出が必要となります。

Q5：証明書類について

同年度内の2回目以降の申請時に、1回目申請時の添付書類（市税等の完納を証明する書類）は使用できますか？

A5：申請月が4～5月の場合、前年度の市税等の完納を証明する書類

6～3月の場合、当年度の市税等の完納を証明する書類

となります。申請日時点で発行後3か月以内の書類であれば使用できます。

※ただし、申請する年の1月1日時点（1月～5月に申請する場合は前年の1月1日時点）に守山市に住民登録のある方は、上記証明書類の提出は不要です。

Q6：所得の証明として、源泉徴収票は使えますか？

A6：使用できません。

Q7：領収書はコピーでも可能ですか？

A7：領収書は守山市でも確認させていただきますので、原本をご持参ください。（こちらでコピーをとった後にお返しします）

Q8：市税等の範囲は？

A8：市税のほか、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料、水道料金下水道使用料、育英奨学金、市営住宅使用料、学校給食費を範囲とします。

その他不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

守山市子ども家庭部 母子保健課 ☎ 077-583-0898